

仕 様 書

- 1 業 務 名 県警本部西側駐車場 交通整理等業務委託
- 2 委 託 期 間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- 3 業務施行場所 津市栄町1丁目100番地 県警本部西側駐車場
- 4 見積提出期間 平成31年3月14日（木）17時まで
- 5 業 務 概 要
 - (1) 業 務 日 三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条第1項に定める休日を除く日
 - (2) 業 務 時 間 午前7時30分から午前9時まで
 - (3) 人 員 1名
 - (4) 業 務 内 容
 - ・ 職員駐車場利用要領に基づく駐車許可車両の交通整理及び無許可車両の規制
 - ・ 駐車場敷地内の清掃等
- 6 そ の 他
 - (1) 見積は、総額にて行ってください。（年間稼働日数は240日とします。）
ただし、参考として、業務時間の区分ごとに1日あたりの単価も併記してください。
なお、この場合の経費の内訳は、① 人件費 ② 事務費、③ 交通費としてください。
 - (2) 契約にあたっては、1日あたりの単価を契約書に記載するものとします。
 - (3) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
受託者が上記イ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。